条約

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二十七号

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定

日本国政府及びケニア共和国政府は、

日本国及びケニア共和国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信し、

この協定が、締約国が自国の公共政策上の目的を実現するためにその区域における投資を規制し、及び当該投資に関する新たな措置を導入することを可能とするものとして作成されていることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、かつ、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有し、次のものを含む。

(i)　海外現地法人又は支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（当該持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（当該債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。）

(viii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の法令の下で次の要件を満たす自然人

(A)　日本国については、日本国の国民であること。

(B)　ケニア共和国については、ケニア共和国の市民又は国民であること。

(ii)　締約国の企業

(c)　(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従って主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　ケニア共和国については、領土、内水、領海及びそれらの上空並びに領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であってケニア共和国が自国において施行されている国内法及び国際法に従って天然資源の探査及び採掘のために主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(g)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自国の区域において行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の法令に従い、自国の区域における外国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

3　1の規定は、一方の締約国が自国の区域内の中小企業を振興することのみを目的として採用し、又は維持する奨励に関する措置については、当該措置が他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に重大な影響を及ぼさない限り、適用しない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。